

入院時食事療養について

当院では入院時食事療養(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。



医療法人社団 新東京石心会

横浜石心会病院